

○山口県警察のシンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令

平成27年12月18日

本部訓令第29号

(目的)

第1条 この訓令は、山口県警察のシンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「シンボルマーク等」という。）の制定及び使用に関し必要な事項を定め、もって県民からより親しまれ、信頼される山口県警察の確立に資することを目的とする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別表第1のとおりとする。

(シンボルマスコット)

第3条 シンボルマスコットは、別表第2のとおりとする。

2 シンボルマスコットの愛称は、「ふくまるくん」とする。

(使用)

第4条 強く、正しく、明るく、親切な山口県警察のイメージについて、県民の関心と理解を深めるため、平素の警察活動をはじめ、交通安全活動、防犯運動等の各種行事及び県民との交流の機会において、有効かつ適切に使用するものとする。

2 別表第1及び別表第2の規格を変更してシンボルマーク等を使用するときは、あらかじめシンボルマーク等変更使用申請書（別記第1号様式）により、警務部警務課長に申請し、承認を得るものとする。

(山口県警察の職員以外の者の使用)

第5条 所属長は、山口県警察の職員以外の者からシンボルマスコットの使用の申出を受けたときは、シンボルマスコット使用申請書（別記第2号様式）により、警務部警務課長に申請し、承認を得るものとする。

(留意事項)

第6条 警察の威信を傷つけ、又は警察業務の中立性及び公正性に誤解を招くおそれがある方法その他警察業務の運営上不適切と認められる方法で使用してはならない。

(管理)

第7条 シンボルマーク等の使用に関する総合管理は、警務部警務課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第2号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第45条による改正附則）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 （令和7年7月28日本部訓令第36号）

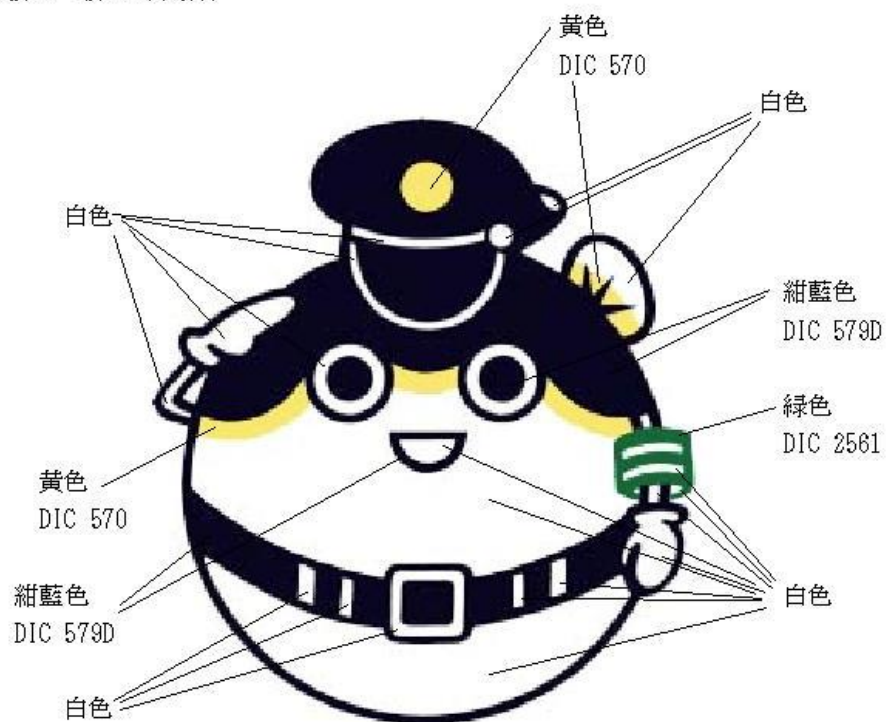
この訓令は、令和 7 年 7 月 2 8 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)



- 注 1 シンボルマークを使用する際は、拡大又は縮小して使用できるものとし、色については、指定色又はモノクロームとすること。
- 2 色の指定は、D I C カラーガイドで示した。

別表第 2 (第 3 条関係)



注1 シンボルマスコットを使用する際は、拡大又は縮小して使用できるものとし、色については、指定色又はモノクロームとすること。

2 色の指定は、D I C カラーガイドで示した。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

シンボルマーク等変更使用申請書

第 年 月 日 号

警務部警務課長 殿

長

下記のとおりシンボルマーク等を変更して使用したいので、申請します。

記

種 別	シンボルマーク ・ シンボルマスコット
使用目的 (行事の名称)	
使用期間	
変更理由	
変更事項	
担 当 者	

注 「変更事項」欄への記載に代えて、変更後のシンボルマーク等を記載した資料を添付することができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第5条関係）

シンボルマスコット使用申請書

第 年 月 日 号

警務部警務課長 殿

長

下記のとおり、シンボルマスコットの使用の申出を受けましたので、申請します。

記

申 出 者	氏名（名称）	
	住所（所在地）	
	連絡先	
使 用 目 的		
使用の概要	作成物件	
	形状	
	作成個数（部数）	
	配布対象者	
	使用期間	
担 当 者		

注 この申請書には、必要に応じ、使用の概要の詳細が記載された資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。